

昭和32年8月12日第三種郵便物認可  
毎月1回1日発行 平成25年12月1日 No. 747

労働基準情報

# 岩手

December

12

2013



『雪木立(雫石町)』 写真：眞館弘治

**安全・安心・家族の笑顔  
願いはひとつ  
年末年始も無災害**

(いわて年末年始無災害運動スローガン)

〔目次〕

いわて年末年始無災害運動	2
次世代法に基づき2社を認定 -仕事と子育ての両立支援	3
岩手県で働くすべての方へ 確認しましょう! 最低賃金	4・5
メンタルヘルスケアの推進 vol.5	6
メンタルヘルス対策支援センターのご案内	7
活用しましょう! 年次有給休暇の計画的付与制度	8
インフォメーション	9
講習会のお知らせ、死亡災害速報	10・11

安全・安心・家族の笑顔  
願いはひとつ 年末年始も無災害

# いわて年末年始無災害運動

実施期間：平成25年12月1日～平成26年1月31日

主唱者：岩手労働局 岩手労働災害防止団体連絡協議会

岩手県内における労働災害は、長期的には減少傾向にあるものの、平成22年以降3年連続で増加しております。

労働災害は本来あってはならないものであり、その絶滅に向けたなお一層の取り組みが必要です。

これから年末年始の慌ただしい時期を迎えるとともに、寒冷の季節に入って凍結、積雪等の自然要因も加わり、更に労働災害の発生する危険性が高まると思われまます。

このような状況の中で労働災害を未然に防止するためには、関係者が職場の安全の重要性について、より一層深く認識し、労働災害の発生リスクを的確に把握して対策を講じていく努力が肝要となります。

このため、岩手労働局と岩手労働災害防止団体連

絡協議会（事務局、岩手労働基準協会）が主唱し、平成25年12月1日から平成26年1月31日の

62日間、「いわて年末年始無災害運動」を展開します。

各労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動と連動し、労働災害の絶滅に向けた一層の取り組みをお願いいたします。

各事業場におきましては、先月号で配布いたしました「いわて年末年始無災害運動カレンダー」の「安全マーク」を完成させるよう、全員参加で運動の展開をお願いします。



## 寒さや雪による冬季特有災害を防止しよう!



### ① 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

- (1) 通路・作業箇所は、できる限り、囲い・除雪・融雪の措置等により、積雪・凍結を防止する。
- (2) 工事現場の外部足場は、ネットの設置等により、雪の吹き込みを防止する。
- (3) 履物は、滑り難い靴等を着用させる。

### ② 車両等のスリップ事故の防止

- (1) 速度を控えめにし、かつ、早めにブレーキをかける。
- (2) 急ハンドル・急ブレーキを避ける。
- (3) 橋の上・トンネルの出入り口・日陰の部分は、積雪・凍結があるので速度を落とす。

### ③ 雪降ろしの際の災害防止

- (1) 腰痛の予防のための体操を、作業開始前に行う。
- (2) 滑り難い靴・安全帯・ヘルメット等を使用させる。
- (3) 軒先に近寄らないように、作業・歩行させる。
- (4) 軒先からせり出している雪は、できる限り地上から除去する。

### ④ 一酸化炭素中毒の防止

- (1) 屋内でストーブ等内燃機関を使用する場合は、適宜換気をする。  
なお、屋内、密閉された場所での練炭による採暖は行わない。
- (2) 工事現場における練炭によるコンクリート養生は、可能な限り他の方法に切り替える。  
なお、やむをえず練炭を使用する場合は、次の事項を行う。  
練炭養生を行っている場所に立ち入る場合は、次の事項を講ずることとし、この措置事項について掲示する。

イ 槽等の容積の5倍以上の空気を送（排）気により、換気を行う。

ロ 換気を行った後に、一酸化炭素濃度が50ppm以下で、かつ、酸素濃度が18%以上であることを、測定により確認すること。

## 次世代法に基づき 2社を認定

「仕事と子育ての両立支援に  
積極的に取り組む企業を認定」



次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定・届出、計画の目標の達成等、一定の基準を満たした場合、申請により、「基準適合一般事業主」として厚生労働大臣の認定を受け、認定マークを商品、求人広告等に使用することができます。また、認定企業に対し、建物等の割増償却が可能となる税制優遇制度が設けられています。岩手労働局が新たに認定した2社の主な取組み状況は以下のとおりです。

### 社会福祉法人和江会（北上市）

#### 1 届出目標の実施内容

- (1) 子どもの出産時に父親が取得できる配偶者出産休暇制度を導入した。
- (2) 会議及び文書において年次有給休暇の取得ができる職場環境の整備に配慮するよう、管理者に周知を行った。

#### 2 その他、認定に必要な要件の実施内容

- (1) 男性2名が1歳以上の子のために看護休業を取得し、出産した女性の全員が育児休業を取得した。
- (2) 小学校就学前まで利用できる短時間勤務制度を導入した。



### 株式会社丹野組（二戸市）

#### 1 届出目標の実施内容

- (1) 産休等を取得する社員に対し利用できる制度をまとめた文書を配付するとともに、特別休暇相談窓口を設置した。
- (2) 子どもの出産時に父親が取得できる配偶者出産休暇制度を導入し、研修会で社員に周知した。
- (3) 市内の小学校から要望を聞き、グラウンド整備等のボランティア活動を実施した。
- (4) 年次有給休暇強化月間を設定し、社員に周知した。

#### 2 その他、認定に必要な要件の実施内容

- (1) 男性1名が1歳以上の子のために看護休業を取得し、出産した女性の全員が育児休業を取得した。
- (2) 小学校就学前まで利用できる短時間勤務制度を導入した。



弓岩手労働局長より認定通知書を受ける  
社会福祉法人和江会 菊池施設長



弓岩手労働局長より認定通知書を受ける  
株式会社丹野組 小野総務部長

# 岩手県 で働くすべての方へ。

## 確認しましょう！ 最低賃金

# 665 円 時間額

岩手県のこれまでの最低賃金 **653** 円から **12** 円アップ↑

**[発効日] 平成25年10月27日**

※産業によって、特定（産業別）最低賃金が定められているものがあります。



パートやアルバイトなどの  
雇用形態にも適用されます！

### 最低賃金制度とは？

POINT



**働くすべての人に、賃金の最低額を保障する制度です。**

最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業に適用される「特定（産業別）最低賃金」があります。最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めており、使用者（事業主）は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。



### 適用される対象者は？

**働くすべての人に、適用されます。**

地域別最低賃金はすべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして、常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されますので、派遣元の使用者と派遣される労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

**必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。**



# 岩手県で働くすべての方へ

最低賃金件名	時間額 (円)	適用対象	
岩手県最低賃金 (平成25年10月27日発効)	665	全産業の全労働者に適用されます。	
鉄鋼業、金属線製品、 その他の金属製品製造業 (平成25年12月28日発効)	740	・鉄鋼業 (①高炉による製鉄業 ②鉄鉄铸件製造業 ③可鍛铸铁製造業 ④鉄鋼シャースリット業 ⑤铸铁管製造業 ⑥他に分類されない鉄鋼業を除く) ・金属線製品製造業 (ねじ類を除く) ・その他の金属製品製造業 (注)	下記の労働者については、産業別最低賃金の適用が除外され、岩手県最低賃金が適用されます。 (1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の労働者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する労働者 (4) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、上記(1)~(3)の労働者のほか、 ① 手作業による包装又は袋詰め業務に主として従事する労働者 ② 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はバリ取りの業務に主として従事する労働者 (5) 光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業については、上記(1)~(3)の労働者のほか、手作業による包装、袋詰め又はバリ取り若しくは検品の業務に主として従事する労働者
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 (平成25年12月28日発効)	718	・電子部品・デバイス・電子回路製造業 ・電気機械器具製造業 (①民生用電気機械器具製造業 ②電球・電気照明器具製造業 ③電池製造業 ④医療用計測器製造業 (心電計製造業を除く) ⑤その他の電気機械器具製造業を除く) ・情報通信機械器具製造業 (注)	
光学機械器具・レンズ、 時計・同部分品製造業 (平成25年12月28日発効)	729	・光学機械器具・レンズ製造業 ・時計・同部分品製造業 (注)	
各種商品小売業 (平成26年2月1日発効)	729	各種商品小売業 (衣食住にわたる各種商品を販売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない事業所) (注)	
自動車小売業 (平成25年12月28日発効)	751	自動車小売業のうち ・自動車 (新車) 小売業 ・中古自動車小売業 ・自動車部分品・附属品小売業 なお、二輪自動車小売業 (原動機付自転車を含む) については、岩手県最低賃金が適用されます。 (注)	

(注) これらの産業における、管理、補助的経済活動を行う事業所 (本社等の事業所)、純粋特許会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動がこれらの産業に分類されるもの) は、それぞれの産業別最低賃金が適用されます。

- すべての事業主は、雇用する労働者 (パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む。) に最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。また、最低賃金額を理由に、労働者の賃金を引き下げることは許されません。
- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与等は算入しません。
- 複数の最低賃金が適用される場合は、最も高い最低賃金額を支払わなければならない。
- 岩手労働局長の許可 (最低賃金の減額特例許可) を受けることにより、断続的労働に従事する方等に対し、個別に減額された最低賃金を適用することがあります。
- 事業主は、最低賃金の概要を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法で、労働者に周知する措置をとらなければならない。
- 労働者は、事業場に最低賃金法令違反の事実がある場合は、その事実を労働基準監督署に申告することができます。事業主は、申告したことを理由として、労働者に対し解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

詳しくは、岩手労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



## ラインのケア

～部下からの相談への対応・話の聴き方～

前回は“いつもと違う”の気づき方について紹介しました。今回は気づいた後の話の聴き方と対応についてです。

「このごろ、うちの部下が眠そうな顔してボーとしていることが多くて、ちょっと注意したら、もう2週間くらいよく眠れていないと言うし。いまこの忙しい時期に休まると困るから、どうしたらいいかなあ」というようなことないですか。

こんな場合、みなさんならどんな対応をしましょうか。「自分も眠れない時がある。睡眠改善薬を購入して服用したよ。試してみたら」と自分の経験を通して助言し、相手の話を聴こうとしない態度や、「頑張れよ！ みんなも頑張ってるんだぞ！」と励ましたり、「弛んでる証拠だ！」と批判など、もつての外ですね。「気分転換に飲みに誘ってやろうか」なんていうのもよくありません。

健康管理を含めた部下の諸問題を把握し早期に対処するために、上司がどのような意識を持って取り組んでいるかが問われます。

## 声の掛け方と聴く姿勢

日ごろから挨拶や声かけを惜しまないという態度は上司としての日常的な役割と考えるべきでしょう。古くはホーソン効果のように上司が関心を持って見ただけでも、メンタル面でも生産性の面で変化があるはず。特別なことではありません。部下一人ひとりに毎朝挨拶をし、仕事の進捗や行動や態度に関心をもって見ているうちにメンタル面の状況も把握できるようになるのではないのでしょうか。

そして“いつもと違う”と気付いたときには「どうしたの？」と声を掛けて話を聴いてください。聴き役に徹する気持ちが重要です。上手に相槌をうちながら共感的な態度で会話を進めるようにしてください。良かれと思って話した一言で部下が心を閉ざ

すこともあります。決して、助言を焦ったり、結論を急がず、じっくり聴く姿勢が重要です。仕事上の悩みであれば、管理職と部下は、内容や対処法を共有できることもあり、上司として具体的なアドバイスや、負荷軽減策をとることも可能でしょう。ただ、仕事以外のトラブルや健康上の問題については、話を聴き、部下の置かれた状況を把握した上で、社内外の専門機関への相談を勧めることも役割の一つです。

## 聴き方と進め方

部下の自覚的な症状を確認するためには開かれた質問が有効です。「最近よく眠っているの？」というような閉ざされた質問では眠れていなくてもポジションパワーが働き、問題ないと答えられ、折角声をかけても実態が掴めない結果になる可能性があります。「最近の睡眠の状況はどう？」などと部下が事実を答えやすい質問を行ってください。「眠れない状況が2週間以上」という場合は、うつ病などの心の病気のサインである可能性がありますね。

きちんと話を傾聴することが一番ですが、折角傾聴しようと思って声をかけても話をしてくれないこともあるかもしれません。そんな時はしつこく追わないで話を一旦打ち切り、1～2週間、状態の変化を観察してください。それでも元に戻らない場合は再度、声かけましょう。それでも話をしてくれないときは、組織としても約束事だからと説明し、産業医等のところに行くように勧めることが大切です。

行きたくないって断られちゃったら？ どうしようということにならないように「あなたのこと心配だから相談してみしてほしい」「大丈夫であることを確認するために専門家にみてもらってほしい」というように抵抗感を持たない言い方で進めてみましょう。

冒頭の例では自分から状況をはなしてくれたのですから、もう少しきちんと聴きとりをして専門家につなぐ行動が臨まれますね。

\*\*\*\*\*

管理者として気づいた後、何もアクションを取らないでいることは気が付かないことと同じです。部下をもつ人は傾聴スキルやその後の対処方法等をぜひ身に付けてほしいものです。



# メンタルヘルス対策支援センターのご案内

(岩手産業保健推進センター／メンタルヘルス対策支援センター)



精神障害等に係る労災認定件数は、平成24年度は全国で1,257件の請求がなされ、うち475件が支給決定されるなど精神障害等に係る業務上認定件数は増加の一途をたどり、職場におけるメンタルヘルス対策はとて重要な課題になっております。

「心の健康確保」は労働安全衛生法にその法的根拠を置き、平成22年6月には「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合を100%にする」という閣議決定がなされています。

メンタルヘルス不調者はもとより、同僚労働者への影響、そして社内の担当者もまたメンタル不調に陥るなど、企業も非常に大きなリスクをとめない、生産性にも関係する大きな問題です。

メンタルヘルス対策支援センターは、働く人々の「心の健康」を確保するため、メンタルヘルス対策に取り組もうとする事業場を支援する活動をしております。

メンタルヘルス対策支援事業は、厚生労働省の委託事業であり、ご提供する支援は全て無料となっておりますので、是非積極的にご活用ください。

## ①相談

メンタルヘルス対策相談員・促進員(産業医、臨床心理士、産業カウンセラー、社会保険労務士等)が、電話・対面・FAX・Eメール等により、メンタルヘルス対策全般に関するご相談にお答えいたします。

例えば

- ・メンタルヘルス対策の取り組み方がわからない
- ・事業場内のメンタルヘルスの推進体制を整備したい
- ・メンタルヘルス不調者にどのように対応すればいいのかわからない
- ・職場復帰に向けてどのような対応をしたらいいのか教えてほしい



## ②訪問支援

事業場を訪問してメンタルヘルス対策の導入や実施について、メンタルヘルス対策に取り組みたいが、何から始め、どのようにすればよいかわからないという事業場を専門家(臨床心理士、産業カウンセラー、看護師等)が訪問し、事業場の状況に応じ、具体的なアドバイスをいたします。訪問支援は、次の事項を中心に実施いたします。

- ・職場復帰支援プログラムの作り方
- ・管理監督者への研修

## ③事業主説明会(事業主セミナー)

業界団体・事業主団体等の各種会議・会合・大会・研修会などにおいて、複数の事業場が参加される場合、メンタルヘルス対策に関する周知・情報提供等の活動を行なっております。また、その際にメンタルヘルス対策に関する研修も併せて実施可能です。



メンタルヘルス対策支援センターがご提供する支援は全て無料ですのでお気軽にご利用ください。社内のメンタルヘルス対策について、悩まれていること、わからないこと等がございましたら、是非、メンタルヘルス対策支援センターをご利用頂き、より積極的な活動にしましょう。 ※各事業場が独自に実施する研修会について、講師紹介・斡旋をご要望される場合は、産業保健推進センターで承っておりますので、産業保健推進センターにお申し込み願います。(講師への謝金等は講師と個別に協議して頂くことになり、センターでは仲介等はいたしませんのでご留意願います。)

メンタルヘルス対策支援センター (岩手産業保健推進センター内)  
 住 所 盛岡市盛岡駅西通2-9-1マリオス14階  
 Te1/Fax 019-652-1466 メール [shien@mentaliwate.jp](mailto:shien@mentaliwate.jp)  
 ホームページ <http://mentaliwate.jp>



# 活用しましょう! ▶ 年次有給休暇の計画的付与制度

## ▶ 年次有給休暇の計画的付与制度とは

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残り分については、労務協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が5.0ポイント（平成23年）高くなっており※、年次有給休暇が取り易くなると考えられます。※就労条件総合調査

### 導入のメリット

- 事業主** 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。
- 従業員** ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

## 01 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

**例1** 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員



**例2** 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員



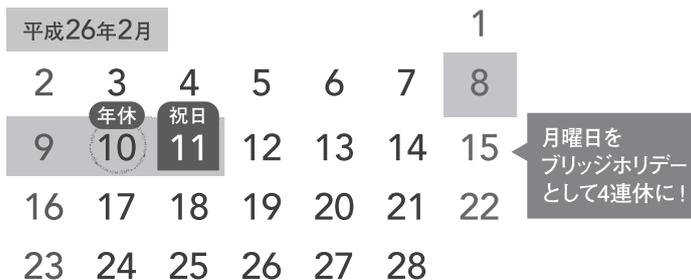
\*前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

## 02 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交代で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	従業員個人ごとに計画的に付与	従業員の個人的な記念日(例:誕生日や結婚記念日)を優先的に充てるなどして活用

## 03 導入例 所定休日や週末・祝日との組み合わせで連休の日数を増やすことができます。

休日が飛び石となる場合のブリッジホリデーとして活用する。



火曜日や木曜日の祝日と土曜日、日曜日の橋渡し(ブリッジ)、ゴールデンウィーク中の祝日と土曜日、日曜日の橋渡しとして活用されています。



インフォメーション

## 新会員事業所のお知らせ

10月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
釜石	(有)メープル	釜石市

支部名	事業所名	所在地
花巻	新岩手砕石(株)	奥州市

### ●安全管理者選任時研修のご案内

一定の業種（林業・建設業・運送業・製造業・清掃業・旅館業等）の常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、一定の資格要件の者、かつ、「安全管理者選任時研修」修了者から安全管理者を選任することになっています。

新年度における社内人事等で新たに安全管理者に選任予定の方もあると思われます。この研修修了が選任の要件となっておりますので該当者の受講についてご検討ください。

当協会では、この研修を2月27日(木)・28日(金)の二日間、当協会研修センターで開催いたします。この安全管理者選任時研修は年3回の開催となっています。

詳細につきましては、当協会本部までお問い合わせください。

### ●平成26年度技能講習等の開催計画について

当協会で開催いたします平成26年度の技能講習及び特別教育等の開催計画は現在策定中です。当協会も加入している岩手労働災害防止団体連絡協議会では、構成団体で実施する技能講習等の平成26年度の計画を一覧表にして作成します。

会員の皆様には、2月号に同封して配布させていただきます。

### ●中小企業無災害記録証授与制度ご利用のご案内

中央労働災害防止協会では、中小企業が自主的な安全衛生活動を進めるうえでの目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。

イ 10人以上100人未満の事業場等であること。

ロ 所定の無災害記録日数であること。 となっています。

記録日数は第1種から第5種まで業種、労働者数により規定されています。

記録を達成した事業場には、中小企業無災害記録証と副賞（表彰盾）が授与されます。ぜひこの制度をご活用ください。

なお、詳細は、中央労働災害防止協会のホームページをご覧ください。

中央労働災害防止協会 ➡ 中災防について（労働安全衛生活動表彰）

➡ 中小企業無災害記録証の授与

記録日数や申請書用紙がダウンロードできます。

講習会のおしらせ 26年2月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技能講習	有機溶剤作業主任者技能講習	H26.2/13(木)~14(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,450	1,680
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	H26.2/20(木)~21(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,450	1,680
	乾燥設備作業主任者技能講習	H26.2/6(木)~7(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,450	1,155
	玉掛け技能講習	12/9(月)~12/11(水)	花巻市交流会館他	20	花巻支部	21,000 (一部免除者) 18,900	1,600
		H26.1/14(火)~16(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		H26.1/14(火)~15(水)・17(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		H26.2/4(火)~6(木)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		H26.2/12(水)~14(金)	二戸市民文化会館他	30	二戸支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	12/16(月)~19(木)	花巻市交流会館他	20	花巻支部	28,350	1,575
		H26.1/20(月)~23(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		H26.1/20(月)~23(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
		H26.1/21(火)~24(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
	小型移動式クレーン運転技能講習	H26.1/22(水)~24(金)	二戸市民文化会館他	30	二戸支部	27,300 (一部免除者) 25,200	1,600
		H26.2/24(月)~26(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
H26.2/24(月)~25(火)・27(木)		岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部			
ガス溶接技能講習	12/18(水)~19(木)	二戸市民文化会館他	40	二戸支部	9,450	840	
	H26.1/9(木)~10(金)	宮古高等技術専門学校	40	宮古支部			
	H26.1/29(水)~30(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部			
安全衛生推進者養成講習	※ H26.1/16(木)~17(金)	アイ・ドーム	30	一関支部	8,400	1,260	
特別教育	アーク溶接特別教育	12/24(火)~25(水)	宮古高等技術専門学校	40	宮古支部	8,400 9,450	1,050
		H26.1/8(水)~9(木)	久慈市立中央公民館他	40	二戸支部		
		H26.2/4(火)~5(水)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
	クレーン運転業務特別教育	H26.2/17(月)~18(火)	岩手労働基準協会花巻支部	60	花巻支部	8,400 9,450	1,500
	研削と石の取替え等の業務特別教育	H26.1/10(金)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	5,250 6,300	1,155
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	H26.1/8(水)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	6,300 7,350	630
		H26.1/21(火)	気仙教育会館	30	大船渡支部		
	粉じん作業特別教育	H26.1/24(金)	岩手労働基準協会花巻支部	50	花巻支部	4,200 5,250	630
		H26.1/29(水)	アイ・ドーム	30	一関支部		

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
特別教育	動力プレスの金型の取扱特別教育	12/6(金)~7(土)	(株)東北佐竹製作所	24	花巻支部	6,300 7,350	1,050
	酸素欠乏危険作業特別教育	H26.1/30(木)	気仙教育会館	30	大船渡支部	5,250 6,300	1,050
その他	職長教育	H26.2/13(木)~14(金)	岩手労働基準協会花巻支部	48	花巻支部	11,550 12,600	840
		H26.2/19(水)~20(木)	新日鐵住金健康センター2F	30	釜石支部		
	職長・安全衛生責任者教育	H26.2/17(月)~18(火)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,550 12,600	1,470
	安全衛生推進者能力向上教育(初任時)	12/10(火)	気仙教育会館	30	大船渡支部	5,880 6,930	1,890
	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	H26.1/17(金)	気仙教育会館	30	大船渡支部	5,985 7,035	1,600
	安全管理者選任時研修	H26.1/27(月)~28(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	12,600 14,700	6,510
	労務担当者研修会	H26.2/3(月)	岩手労働基準協会研修センター	100	盛岡支部	会員 非会員	無料 1,000
	危険予知普及講習	12/13(金)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	6,000	—
H26.2/6(木)		気仙教育会館	30	大船渡支部			

※ 一関支部実施予定の安全衛生推進者養成講習日程が、平成25年度実施計画表とは異なっておりますのでご確認ください。

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段=会員、下段(斜字)=会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税込みです。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

**岩手労働基準協会お問い合わせ先**

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198-24-9511	0198-23-6303	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

**死亡災害速報 (10月)**

■宮古署 林業 10月28日 男(65) 墜落、転落  
 雑木の伐倒作業において、勾配約40度の斜面を滑落、作業道の端に墜落した後、さらに14m転落し、岩場に頭部が激突した。

クイズでゲット

労働基準法では、労使協定を締結すれば年次有給休暇のうち一定の日数を残し、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度が設けられています。

残さなければならない年次有給休暇の日数は何日でしょうか。

- ① 5日
- ② 10日
- ③ 15日

ヒント 本誌8ページに関連記事



紫波町の花 キキョウ（桔梗）

写真提供：紫波町

つぼみの状態では花びら同士が風船のようにびたりとつながり、つぼみが徐々に緑から青紫にかわり裂けて6～9月に星型の花を咲かせます。花の形から「桔梗紋」が生まれ、安倍晴明が使用した五芒星を桔梗印と呼び、現在の清明神社では神紋とされています。紫波町ではマンホールの蓋にもイラストが描かれています。

●応募方法

①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。

●締め切り

平成25年12月24日（火）消印有効

●宛先

〒020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25  
 (公財) 岩手労働基準協会 クイズ係宛て  
 FAX 019-681-1018  
 eメール honbu@iwateroukikyo.com

●賞品及び発表

応募者の中から抽選で5名様に図書カード（500円券）をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。

●11月号の正解

①

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

語るより聞く耳を持つ難しさ

他人が聞いていなくても話をする人は話を始めます。一方通行でも構いません。ところが聞く方はそうはいきません。話を咀嚼したり、うなずいたりと休むことが出来ません。

(川柳原生林9月号〈杜若〉浅沼よし子作品より)

岩手の死亡災害（10月末）

製造業	1	(4)
鉱業	1	(0)
建設業	3	(3)
運輸業	0	(0)
林業	3	(1)
商業	3	(3)
その他	2	(2)
累計	13	(13)
		( ) 内は前年同期

編	集
後	記

道端の枯葉も木枯しに舞い、野山も雪化粧の時季となり早一年が流れ去ろうとしている。一年を自分なりに迎ってみようと思うが、今年も「早いな」で終わってしまいそうである。

年齢を重ねるにつれ、毎日の出来事は過去の経験の積み重ねとなる部分が多くなり、振り返っても新しいことと

して記憶に残ることが少ないため、「今年も早かったな」と思うようになるのだとか。

何かと慌しい時期であるが、刻々と変化する動的な状態を一旦静的な状態とする、区切り毎に「間を置く」行為で安全を確認し、無事故無災害で締め括り新しい年に繋げたいものだ。

発行 平成25年12月1日  
 定価 1部 100円  
 { 会員事業所の購読料  
 は年会費に含む }

発行所 公益財団法人岩手労働基準協会  
 盛岡市北飯岡一丁目10-25  
 ☎020-0857 / ☎019-681-9911 / FAX019-681-1018  
 編集・発行人 黒沢雄幸